○厚生労働省告示第四十号

職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第六条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める手数料の金額（平成十四年厚生労働省告示第二百十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月二十七日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

表ピアノ調律の項中「社団法人日本ピアノ調律師協会（昭和四十八年十一月五日に社団法人日本ピアノ調律師協会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般社団法人日本ピアノ調律師協会」に改め、同表ファイナンシャル・プランニングの項中「社団法人金融財政事情研究会（昭和二十五年九月二十七日に社団法人金融財政事情研究会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）」を「一般社団法人金融財政事情研究会」に改め、同表知的財産管理の項中「有限責任中間法人知的財産教育協会（平成十五年八月二十一日に有限責任中間法人知的財産教育協会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般社団法人知的財産教育協会」に改め、同表金融窓口サービスの項中「社団法人金融財政事情研究会」を「一般社団法人金融財政事情研究会」に改め、同表レストランサービス技能協会（昭和六十年一月二十六日に社団法人日本ホテル・レストランサービス技能協会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般社団法人日本ホテル・レストランサービス技能協会」に改め、同表ビル設備管理の項中「社団法人全国ビルメンテナンス協会（昭和四十一年十月二十日に社団法人全国ビルメンテナンス協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）」を「公益社団法人全国ビルメンテナンス協会」に改め、同表調理の項中「社団法人調理技術技能センター（昭和五十七年七月三十一日に社団法人調理技術技能センターという名称で設立された法人をいう。）」を「公益社団法人調理技術技能センター」に改め、同表ビルクリーニングの項中「社団法人全国ビルメンテナンス協会」を「公益社団法人全国ビルメンテナンス協会」に改め、同表ハウスクリーニングの項中「社団法人全国ハウスクリーニング協会（昭和五十五年一月十四日に社団法人全国インテリアクリーニング協会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益社団法人全国ハウスクリーニング協会」に改める。

○環境省告示第二十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成十七年三月環境省告示第三十四号）の一部を次のように改正し、平成二十六年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十七年二月二十七日　環境大臣　望月　義夫

表に次のように加える。

（項）廃棄物・リサイクル対策推進費 （目）廃棄物処理施設整備交付金（都府県に係るものを除く。）	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等 三　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理 四　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知 五　法第八条の規定による決定の通知 六　法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知 七　法第十二条の規定による状況報告の受理 八　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知 九　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知 十　法第十四条の規定による実績報告の受理 十一　法第十五条の規定による補助金等の額の確定等 十二　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令 十三　法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理 十四　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知 十五　法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知 十六　法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知 十七　法第二十三条第一項の規定による立入検査等

○防衛省告示第四十三号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）第一条の規定に基づき、昭和三十六年総理府告示第九号（漁船の操業を制限又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定めた件）の一部を次のように改正したので、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律施行規則（昭和二十七年総理府令第四十一号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月二十七日　防衛大臣　中谷　元

別表慶佐次通信所水域（沖縄県国頭郡東村海岸）の項を削る。